

保育園を考える親の会
代表 普光院 亜紀

保育園の面積基準の特例措置の施行にあたっての
保護者の意見表明について

日頃より地域の福祉の増進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、この4月より、地方分権一括法案附則4条にもとづく省令が施行されました。

子どもを終日、保育園で生活させる保護者にとっては、この面積基準の緩和は受け入れがたいものです。このたび、会として意見表明をし、これについて保護者の賛同メッセージが集まりましたので、ご参考までにお送り申し上げます。貴団体は、35の指定市区には含まれていませんが、貴団体の住民も賛同メッセージを寄せてくださいました。

地方分権の本質にふれた意見表明、そして保護者の強い声にぜひお目通しください。

この意見表明およびメッセージは、面積基準緩和を容認する指定を受けた35市区にお送りしましたが、そのうち、22市区は実施しないことを決断されており、ご高見に敬意を表したところでございます。

貴団体におかれましても、今後とも子どもの健やかな発達と命の安全にご配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。